

# 当院では下記の施設基準に係る届出を行っております

## ●電子的診療情報連携体制整備加算

令和8年度の診療報酬改定に伴い、当院では下記に該当するため初診時9点、再診時2点を算定いたします。

- 1.オンライン請求、オンライン資格確認を行う体制を有しております
- 2.診療明細書を無償で発行しております
- 3.医師がオンライン資格確認システムを利用して取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を診察室等で活用できる体制を有しています
- 4.マイナ保険証利用率は30%以上です
- 5.医療DX推進体制に関する事項を院内掲示・WEB掲載しております
- 6.電子処方箋を発行する体制を有しています
- 7.健康管理に係る相談に応じる体制を有しています

## ●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合がございます。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

## ●夜間早朝等加算

当院では、土曜日の正午12時以降に受付された場合、診療時間内であっても、また予約診療であっても、50点を算定いたします。

## ●ベースアップ評価料1

令和8年度の診療報酬改定に伴い、初診時23点、再診時6点を算定いたします。

医療従事者の処遇改善を目的とし、より良い医療サービスを提供し患者様に安心して診療を受けていただくために新設された評価料です。ベースアップ評価料による診療費は医療従事者の賃金に当てさせていただきます。

みなさまには何卒ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。



椎葉の森クリニック

SHIIBA MORI CLINIC